松島・八代航路あり方検討会規約(案)

(名称)

- 第1条 この検討会は、松島・八代航路あり方検討会(以下「検討会」という。)と称する。 (目的)
- 第2条 熊本県上天草市に所在する合津港と、同県八代市に所在する八代港を結ぶ航路(以下「本航路」という。)については、通勤、通学、通院、観光等の用途で利用されている交通手段であったが、平成25年3月末日で休止となった。本航路の休止に伴い、天草・八代両地域においては、過疎化の進行、経済活性化及び観光振興への影響が懸念される。

このような現状を踏まえ、本航路の運航等に関するシミュレーションを行い、運航の 可否及び運航事業のベストプラクティスを策定すること等を目的とする。

(審議事項)

- 第3条 検討会は、第2条の目的を達成するため、次の審議を行う。
 - (1) 松島・八代間航路シミュレーションの実施
 - (2)(1)の結果に基づく調査・分析
 - (3)(2)によるベストプラクティスの作成
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、当検討会の目的を達成するために必要な審議(組織)
- 第4条 検討会の委員は、別添に掲げる委員とする。
- 2 検討会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1人
 - (2) 副会長 1人
- 3 会長、副会長は相互に兼ねることはできない。

(役員の選出)

第5条 会長及び副会長は、会員の互選により選出する。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、検討会の設立から第2条に掲げる目的を達成するまでの期間とする。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、検討会を代表し、その会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐して検討会の業務を掌理し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第8条 検討会の会議(以下「会議」という。)は、会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 3 多数決により、議事を決する場合においては、出席者の過半数の同意をもって決する。 なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、所属を同じにする者を会議に代理出席させることができる。
- 5 会長は、審議を円滑に進行する上で必要があると認めるときは、会長が適当と認める 者に対して、会議への出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(事務局)

- 第9条 検討会の業務を処理するため、検討会に事務局を置く。
- 2 事務局は、上天草市及び八代市との共同事務局とする。

(附則)

この規約は、平成25年3月25日から施行する。

「松島・八代航路あり方検討会 (仮称)」委員名簿

氏	名	所 属(役職)			選任理由	
溝上 章志		熊本大学 自然科学研究科 教授			学識経験者	
瀬崎 公介		株式会社シークルーズ 常務取締役			一般旅客定期航路事業事業者	
小山 勝徳		今津地区まちづくり委員長			住民又は利用者代表	
神園 喜八郎		八代市商工会議所 常議員			住民又は利用者代表	
千原 光明		あまくさ四郎観光協会 会長			観光業関連団体	
宮本 稔		上天草市商工会 事務局長			商工業関連団体	
池田 晃治		九州運輸局熊本運輸支局 首席運輸企画専門官			オブザーバー	
小原 信		熊本県交通政策課 審議員兼課長補佐			オブザーバー	
永原 辰秋		八代市企画戦略部長			オブザーバー	
杉田 省吾		上天草市総務企画部長			オブザーバー	
	岡﨑 浩幸		上天草市役所 市長公室長兼 企画政策課長	丸山 智子		八代市役所 企画政策課長
事務局	岡元 宏洋		上天草市役所 企画政策課 企画係長	相澤 誠		八代市役所 企画政策課 企画係長
	橋本 進之介		上天草市役所 企画政策課 企画係 主事	草	西 亮介	八代市役所 企画政策課 企画係 主任